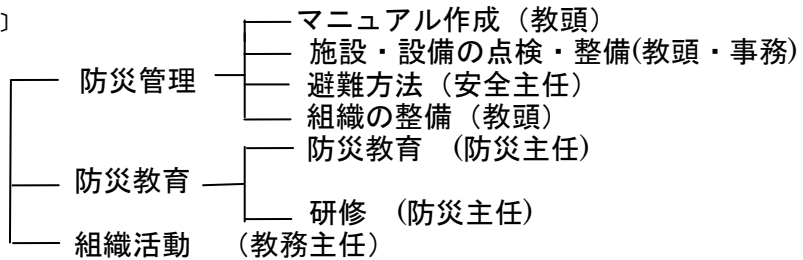
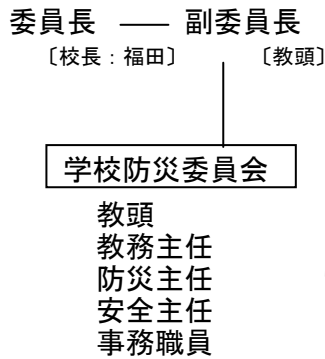


1 学校防災体制の整備

日常の安全教育及び安全管理を推進し、また、**災害等**が発生した場合においても速やかに児童生徒等の安全確保を図るため、次の事項について定めておくものとする。

学校防災委員会の設置

○学校の防災体制全体の統括



防 災 管 理

マ
ニ
ュ
ア
ル
作
成

災害対応マニュアル

教頭

避難所開設・運営の支援
マニュアル

教頭

町内会等

授業再開に向けた
対応マニュアル

教頭

教務主任

学校施設の安全点検・整備

安全主任

事務職員

技師

○状況別の具体的対応策

○児童生徒の安否確認

○非常時下校体制の整備と周知
(学校待機・引渡し・集団下校等)

○関係機関への連絡体制の整備

など

○学校としての支援体制

○PTAや地域関係団体との連携

○児童生徒の状況把握

○校舎など施設・設備の復旧

○市教委との連絡・協議・調整

○登校日の設定など学校再開までの日程調整

など

○石油倉庫や薬品保管庫等の危険物保管所はじめ校内及び校地内の施設・設備全般についての点検
(定期・臨時・日常の点検)

* 消防法第8条第1項及び同法施行令第4条第2項に基づく点検

* 学校保健安全法施行規則第28条・29条に基づく点検・整備

* 学校建築物等保全点検(6月, 12月)にて非構造部材についても点検する。

施
設
設
備
の
点
検
・
整
備

防災上必要な用品等の点検・整備

教頭
防災主任

- 保管場所の把握
- 災害用資機材等の保管状況の確認
- 重要書類等の適切な保管
校長印, 学校沿革史, 卒業証書台帳, 指導要録, 人事関係書類など

避難方法

避難経路・避難場所の設定及び確認

防災主任
安全主任

- 災害状況別（在校時，登下校時等）に具体的な避難方法及び第一次避難場所，第二次避難場所を設定し，状況について確認
- 児童生徒，保護者，教職員の共通認識

組織の整備

学校災害対策本部

教職員の非常配備計画

情報・連絡体制の整備

教頭

- 災害情報の収集方法
- 学校内における情報の管理・連絡体制の整備
- 災害時に連絡すべき機関のリストアップなど，情報連絡体制の整備
- 電話等の通信手段が断たれたときの児童生徒・保護者への連絡の方法
- 児童生徒の安否確認の方法

防災教育

防災教育

防災教育の推進

防災主任

研修の実施

防災主任
研修担当教諭

※杜の都の学校教育（「仙台版防災教育」参照）

- 災害安全に関する校内研修の実施
- 災害等**対応マニュアルの読み合わせ
- 地域防災訓練や防災に関する研修会への参加
- 「心のケア」に関する研修

組織活動

組織活動

家庭・PTA・地域との連携

教頭
教務主任
防災主任

- 各種の機会を通じて，避難所開設・支援や学校防災計画の内容や災害発生時の児童生徒の安全確保，学校の対応などの周知
- PTAと災害時の協力体制，緊急連絡方法等の協議
- 近隣校，地域団体との連携
- 地域の防災訓練や避難所開設訓練への協力
- 非常時下校体制や登下校時における非常時対応について**，保護者に周知